

## 答申 提言一覧

第 29 期国立市公民館運営審議会答申における「4. いかなる事業を、いかに展開していくか」および「5. 公民館事業拡充の前提としての条件整備」(13～28 頁)にて出された提言を抜粋し、一覧にした。

### 新たな課題への対応

#### ① 若者の悩みに応える場づくり

- i) 社会的自立に困難を抱える若者が、社会との接点を持ち始める途上段階で活用できる事業（安心して人間関係を作っていける青年室事業等）を拡充する。
- ii) 社会的自立のために必要な基礎的な学習と安心して人間関係の形成を学べる場と機会を提供する（例：若者学習室）。
- iii) 就労のための準備学習の機会を用意する（例：地域におけるインターンシップ）。
- iv) 当事者である若者を取り巻く家族を支援する。
- v) 地域における若者支援者を育成する事業を検討する。

#### ② 高齢者が生きがいを得られる場づくり

- i) 自身の「やりたいこと」を掴んでおらず、公民館の利用に至っていない高齢者が、「やりたいこと」を発見する場を提供する。
- ii) 学習者の「やりたいこと」の個別性に応じた支援（多彩なプログラムの提供等）を検討する。
- iii) 前項の検討にあたり、市民大学など、従来の公民館講座以外の学習形態の事例も参考にする。

#### ③ 孤立した人々を結びつける場づくり

- i) 孤立傾向にある定年退職後の男性の社会参加を促すことを目的とした事業を実施する。その際、参加の心理的ハードルを下げる工夫を行う（例：講座名称のアレンジ）。
- ii) 超高齢社会における地域課題・生活課題に向き合うために、他の関係機関と連携しながら公民館事業を検討する。
- iii) 世代間交流を促進する事業を企画する。

#### ④ 市政の課題に市民の目線で取り組む

- i) 公民館での学習内容に市民の生の声を反映させる機会を設ける。
- ii) 国立市における自然・環境の課題をテーマにした学びの機会を拡充する。

#### ⑤ 子どもとの接点の拡大

- i) 子ども（小・中学生）の居場所づくりの一環として、公民館の施設活用の可能性を検討する。
- ii) 学校教育の地域体験学習において地域資源と学校・子どもをつなぐ役割を公民館職員が担う。
- iii) 地域における子ども支援者を育成する事業を検討する。

#### ⑥ 災害への対応

- i) 防災の計画・準備について、日ごろから市民に周知徹底し、理解してもらうよう働きかける。
- ii) 日本語の理解に困難を抱える外国人やしょうがいを持っている方の防災への理解を支援する。
- iii) 市民が社会的弱者への理解を深めながら災害時の行動を確認できる防災避難体験などのイベントを実施する。

### 時代は変わっても、変わらない課題への対応

#### ① 市民の学習意欲に応える

- i) 時々の重要な問題を取り上げ、その本質に迫る「時事問題講座」を定期的で開催する。

#### ② 市民の主権者としての意識、力量の形成に貢献する

- i) 主権者の意識と力量の形成のため、人権・平和・憲法に関わる講座を継続する。
- ii) 地域自治について学び、関わる力量を深めるため、みんなで考える討論型の講座を企画する。

#### ③ 地域文化の育成に取り組む

- i) くにたち市民文化祭について、今後より多くの参加団体を募り、活性化を図る努力を続ける。

- ii) くにたちアートビエンナーレのような他機関主催の文化的催しと連携して、街中で開催する。
- iii) 他の公共施設のスペースで、講座・各団体の作品、グループ紹介などの展示事業を展開する。

#### ④ 市民活動を支援する

- i) 市内社会教育機関が連携して、市民活動や地域資料の充実を図る。
- ii) 未収集の地域資料の提供を市民団体や関係機関等に呼び掛ける。

### 情報化社会への取り組み

#### ① 情報の受信

- i) 市民・利用者と適宜、意見交流する場を設け、公民館運営や主催事業に反映させる。
- ii) 公運審委員の公募の是非について公運審で検討するよう諮問する。

#### ② 情報の発信

##### 1) 公民館の存在、活動の顕在化

- i) 公民館の建物がすぐわかるサイン（看板）などを工夫・改善する。
- ii) 「公民館だより」に、公民館の所在地図を掲載する回数を増やす。
- iii) 公民館活動紹介ビデオを作成し、適宜貸し出す。動画をホームページでも見られるようにする。
- iv) 公民館活動の目的、利用方法、地図などを記載した手引き書を作成する。
- v) 講座について、関連する組織と適宜交流会を設け、活動の共有化を図る。
- vi) 講座などの催しの実施情報を適宜、新聞社やケーブルテレビ等に提供・発信する。

##### 2) ソーシャルメディアの普及状況に対応した公民館情報の発信・共有の推進

- i) 「フェイスブック」を活用し、公民館の講座や催しについての継続的な情報発信・情報共有を積極的に図る。

##### 3) 「公民館だより」の充実

- i) ライター、デザイナーなど、専門家に協力を呼びかけ、担当職員、「公民館だより」編集研究委員会委員の勉強の機会を充実させる。
- ii) 紙面のカラー化と文字を大きくすることについて、「公民館だより」編集研究委員会で検討する。

iii) 「公民館だより」編集研究委員会委員の公募の是非について検討する。

#### 4) 講座の記録と公開

- i) 講座配布資料をファイル化し、閲覧可能にする。
- ii) 講座への参加が難しい人向けに講座のビデオを作成し、インターネットなどで公開する。

### **公民館事業拡充の前提としての条件整備**

#### ① 公民館の増設

- i) 公民館を北地域・南地域へ増設する。

#### ② 職員の増員、専門性の強化

- i) 新規事業の実施に対応した職員数の増員を図る。
- ii) 資質、熱意のある職員に相当年数の公民館事業の運営経験を積ませる。
- iii) 職員の研修体制を充実させる。